様式第３号（第６条関係）

野辺地町地方就職学生支援金の交付申請に関する誓約書

１　地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、青森県及び町から求められた場合には、それに応じます。

２　以下の場合には、野辺地町地方就職学生支援金交付要綱に基づき、支援金の全額又は半額を返還します。

【全額返還】

（１）虚偽の申請であること、居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合

（２）申請日から１年以内に支援金の要件を満たす就業を行わなかった場合

（３）申請日から１年以内に町に転入しなかった場合

（申請時に既に住民票がある場合を除く）

（４）就業日から１年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合

　　（退職日から３月以内に青森県内の別の企業に就職する場合を除く）

（５）転入日から３年未満に町以外の市区町村に転出した場合

【半額返還】

（１）転入日から３年以上５年以内に町から転出した場合

上記のことについて、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴町が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い

　青森県及び町が、地方就職学生支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）その他関係法令の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用すること、並びに青森県及び町が、当該個人情報について、他の都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があることに同意します。

年　　　月　　　日

　野辺地町長　宛

申請者（自署）